

各種業務用洗浄剤の表示に関するガイドライン

日本食品洗浄剤衛生協会
2026年3月

1995年5月 制定
2018年1月 改訂
2023年12月 改訂
2026年3月 改訂

目次

| | |
|--------------------------|------|
| ま え が き | 1 |
| 第1部 表示ガイドライン | 2 |
| 1. 目的..... | 2 |
| 2. 対象となる製品..... | 2 |
| 3. 表示に関する基本的な考え方..... | 2 |
| 4. ラベル表示をする際の検討事項..... | 3 |
| 5. 表示に関する具体的な考え方..... | 4 |
| 6. 実際のラベル表示作成時の留意事項..... | 15 |
| 第2部 個別表示例 | 16 |
| ① 中性洗剤（3タイプ） | 17 |
| ② アルカリ洗剤（3タイプ） | 20 |
| ③ 食器洗剤機用洗剤（6タイプ） | 23 |
| ④ 酸性洗剤（2タイプ） | 29 |
| ⑤ 漂白剤（2タイプ） | 31 |
| あ と が き | 3318 |

まえがき

各種業務用洗剤の安全性確保に関しては、製造者による安全な製品の供給と、使用者による安全に配慮した正しい取り扱いが必要である。しかしながら、業務用洗剤の使用者は必ずしも専門的な知識を有しているとは限らず、製造者はこの点を十分配慮し、使用者が安全に正しく取り扱いができるよう情報提供することが重要となる。特に製品への表示や文書での交付による情報提供の重要性がますます増大している。

日本食品洗剤衛生協会（以下食洗協という）では、各種業務用洗剤の表示に関する基本的な考え方と具体的な表示ガイドライン「各種業務用洗剤の表示に関するガイドライン」を制定し、これに基づいて会員各社において、表示ガイドラインを遵守した使用者に対し分かりやすく親切な表示と、使用者への適切な危険有害性情報の伝達に努めてきた。

なお、本ガイドラインはこれまで、労働安全衛生法の改正および関係政省令の施行に合わせて、化学品の分類および表示に関する世界調和システム（Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals）」（以下 GHS という）、および日本工業規格（以下 JIS という）Z7253（GHS に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法ーラベル、作業場内の表示及び安全データシート（SDS））に対応した改訂を行ってきた。

先般、労働安全衛生法令改正によりリスクアセスメント実施の強化などが図られ、化学物質を取り扱う際の保護具の着用が一部義務化されるなど、安全配慮が求められている。

そこで、当協会では事業所によるリスクアセスメント実施の一助を目的に、従来なかった「保護メガネ着用」の安全図記号を作製し、各種業務用洗剤のラベルに表示することで使用者へ分かりやすく保護具着用を促すため、表示ガイドラインの見直しを行った。

附則

- ・『洗剤・漂白剤等安全対策協議会の自主基準』の 2017 年 7 月改訂に合わせた改訂
- ・『洗剤・漂白剤等安全対策協議会の自主基準』の 2023 年 7 月改訂に合わせた改訂
- ・「保護メガネ着用」安全図記号の作製および表示に関する改訂

第1部 表示ガイドライン

1. 目的

使用者が安全に業務用洗浄剤を正しく取り扱うためには、製造者である会員各社からの情報提供が重要であり、特に製品への表示について充実を目的に、食洗協では表示ガイドラインを制定している。

会員各社においては、本表示ガイドラインを遵守し、使用者に対し分かりやすく親切な表示を作成するものとする。

なお、法律等に基づく製品への表示については、従来通り遵守する。

2. 対象となる製品

本表示ガイドラインは、外食産業などで使用される洗浄剤や漂白剤などの業務用洗浄剤、具体的には中性洗剤、アルカリ性洗浄剤、食器洗浄機用洗浄剤、酸性洗浄剤、アルコール製剤（食品添加物を除く）、塩素系漂白剤、酸素系漂白剤等を対象製品とし、そのラベル表示に適用される。

アルコール製剤（食品添加物）に関しては、「アルコール製剤（食品添加物）自主基準」を参照のこと。

3. 表示に関する基本的な考え方

- ① 製品のラベル表示については、会員各社が各社の責任において個々に対応すべき問題である。しかしながら、使用者保護、PL法対応の観点から、ある程度統一されていることが望ましいことから、本表示ガイドラインを設定する。
- ② 会員各社は、本表示ガイドラインを参考にして、個々に表示を作成する。
本表示ガイドラインの表示例は、あくまでも安全性確保のための最低基準に過ぎない。
- ③ 不適切な表示が原因で事故などが発生した場合は、製造者等がその責任を負わなければならない。
- ④ 本表示ガイドラインは、厚生労働省令第9号（平成24年施行）、経済産業省令第36号（平成24年施行）をはじめ製品への表示に関する法令・自主基準について、これを遵守し作成したものである。上述以外の主な表示に関する法令・自主基準を下記に示す。

- ・ 製造物責任法（PL 法）
- ・ 労働安全衛生法
- ・ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律
（以下化学物質管理促進法）
- ・ 毒物及び劇物取締法
- ・ 消防法， 高圧ガス保安法
- ・ 食品衛生法
- ・ 公正取引法， 不当景品類及び不当表示防止法
- ・ 計量法
- ・ 洗浄剤・漂白剤等安全対策協議会の自主基準
- ・ 飲食器用洗浄剤自主基準（日本食品洗浄剤衛生協会）

また，一般消費者の使用が想定される製品への表示については家庭用品品質表示法に準ずることを原則とする。

- ⑤ ラベル表示の内容は，業務用として使用されることを考慮し，使用者に分かりやすく親切な表示になるよう，表現方法や配置，配色を検討して作成する。
- ⑥ 表示の基本は製品本体へのラベル表示であるが，SDS（安全データシート）や作業場内の表示，商品説明書／販売資料なども有効に活用する。なお，これらの表示において矛盾のないように留意することも必要である。
- ⑦ 業務用洗浄剤は，家庭用のそれと比べ使用者，使用方法・取り扱いなどが異なることから，同様な製品においてもそのラベル表示の内容が一致するとは限らない。一致しない表示内容に関して，家庭用との間に混乱が生じないように配慮しラベル表示を作成する。

4. ラベル表示をする際の検討事項

- ① GHS に基づく製品の有害性情報を確認する。本表示ガイドラインが対象とする製品のラベル表示については，「食洗協 GHS 実施ガイドライン」に定める分類クラス及び区分を適用する。
- ② その他上述の法規制や自主基準を確認する。
- ③ 事故等の事例の確認と評価，及び類似製品の表示事例の確認と評価を行う。
- ④ 実際に製品が誤った取扱いをした場合に発生する危険性や危害，損害を想定し，発生した場合の効果的な緊急処置，及び回避する方法等を確認する。

5. 表示に関する具体的な考え方

① GHSに関するラベル表示について

労働安全衛生法における、いわゆる表示対象物質については、平成28年6月に改正施行された労働安全衛生法により、GHSに基づく危険有害性情報をJIS Z 7253に適合させてラベルに表示することが義務付けられている。

また、いわゆる表示対象物質以外についても、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第24条の14及び第24条の15に基づき、GHS分類にて物理化学的危険性又は健康有害性をどれか一つでも有するもの、同じく化学物質排出把握管理促進法においては、第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質又はそれら指定化学物質を規定含有率以上含有する製品は、表示対象物質同様に表示するよう努力義務の対象となっている。

そこで、まず「業務用洗剤におけるGHS実施ガイドライン（2015年改訂版）」（食洗協）に基づき、危害有害性情報を決定する。次に、JIS Z 7253に従い、ラベルに表示する情報を確定し、表示を作成する。

①-1. ラベルに必要な情報としては

- － 危険有害性を表す絵表示： 特定の情報を伝達することを意図する黒いシンボル（炎、どくろ等）と一つの頂点で正立させた正方形の赤枠で構成された絵
- － 注意喚起語： 危険有害性の重大性の相対的レベルを示す語句で「危険」と「警告」の2種類がある
- － 危険有害性情報： 各危険有害性クラス及びその区分に割り当てられた文言で、危険有害性の性質及びその程度を示す
- － 注意書き： ばく露又はその不適切な貯蔵及び取扱いから生じる被害を防止するため、又は最小にするために取るべき推奨措置について規定した文言
- － 化学品の名称： 製品名、成分名
- － 供給者を特定する情報： 供給者名、住所及び電話番号
- － その他国内法令によって表示が求められる事項があげられる。

また、絵表示、注意喚起語、危険有害性情報については製品の危険有害性分類結果の「危険有害性クラス」及び「危険有害性区分」に応じて絵表示、注意喚起語、危険有害性情報のそれぞれ該当するものを選定する。区分外、分類できないことにより該当するものが無

い場合は表示する必要はない。

①-2. 情報の優先順位

<絵表示> 健康有害性については、通常次の優先順位を適用する。

- 1) 「どくろ」を使用する場合、「感嘆符」は使用しない。
- 2) 「腐食性」を使用する場合、皮膚又は眼刺激性を表す「感嘆符」は使用しない。
- 3) 呼吸器感作性を表す「健康有害性」を使用する場合、皮膚感作性、皮膚刺激性又は眼刺激性を表す「感嘆符」は使用しない。

<注意喚起語> 「危険」を使用する場合、警告は使用しない。

<危険有害性情報> 該当するすべての危険有害性情報を表示することが望ましい。

但し、危険有害性の重複及び冗長を避けるために、優先順位が適用される。

優先順位の詳細については、JIS Z 7253 を参照。

①-3. 注意書きについて

注意書きとは、危険有害性のある製品へのばく露又はその不適切な貯蔵、及び取扱いから生じる有害性を、予防又は最小にするために取るべき推奨措置を記載した文言（又は絵表示）であり、ラベルには適切な注意書きを選択し記載する。

JIS Z 7253 においては、GHS の各危険有害性区分に割り当てられた GHS が推奨する注意書きの文言の例及び表示方法が記載されている。

また、一般社団法人日本化学工業協会編集の「GHS 対応ガイドライン」（2023 年 9 月発行）には、ラベル表示の責任者である製造者又は供給者が適切な事故予防ができ法規遵守ができる条件で注意書きを編集する必要性をあげている。更に選定した注意書きにおいて、用途、使用者、既存品の表示例、事故例、使用環境などを考慮して、ラベル作成責任者である製造者等が表示を省略することができると判断した場合はラベル作成者の責任で省略できるとある。

注意書きの作成に関する留意点を以下に記す。

- 1) 危険有害性クラスおよび区分に割り当てられた文言から、表示作成者の責任によって文書を選択、修正、追加、削除等の編集を行い、重複を避け分かりやすい注意書きを記載する。
- 2) 現行法規や業界自主基準で定められている注意表示はそれを記載する。さらに各事業者の自主的な PL 表示、親切表示等を追加できる。

- 3) GHSに基づく注意書きの選択は、それを記載することで使用者の危険回避や、適切な処置による事故防止・苦情削減につながる可能性があること、逆に記載することにより誤解や注意喚起機能低下等、使用者の不利益につながらないこと。

①-4. ラベル情報の配置等について

表1に示す配置に留意し、製品本体に表示する。

表1 ラベル要素等の配置

| 要素 | 配置 |
|------------------------|---|
| 絵表示, 注意喚起語, 危険有害性情報 | 絵表示, 注意喚起語, 危険有害性情報をセットとして使用者が容易に判別できる位置にまとめて表示する。 |
| 注意書き | 原則として上記絵表示等と同じラベル面に, 他の注意表示(法定表示, 業界自主基準に基づく表示, 各事業者の自主表示など)と合わせ記載する。 |

スペースに制約がある場合やその他の理由で直接容器に表示ができない場合は、国内法令によって表示が求められる事項以外のラベル要素などについては、これらとその内装容器を収納する外装容器や梱包に表示するか、印刷したタグを容器又は包装に紐等で連結して添付する。その場合には、表示した外装容器やラベルを製品の使用が終わるまで保管し必ず使う前に読む旨の表示をする。また、誤使用を避けるための表示すべき重要な注意事項がある場合は、それを優先して本体に表示できる。

ラベル要素等の大きさ、形、色については、表2に絵表示や文字の大きさ、形、色について示す。

表2 ラベル要素等の大きさ、形、色

| 要素 | 大きさ | 形・色 |
|-----|--|--|
| 絵表示 | 1cm ² 以上の面積をもつことが望ましい。 | ひし形(正方形)の白い背景の上に黒いシンボルを置き、はっきり見えるように十分に幅広の赤いふちの枠で囲む。 |
| 文字 | 正常の視力の人々が、容易に判読できる大きさとする。高年齢の人々が判読できない大きさは避ける。 | ゴシック体など簡潔明瞭な字体を使用する。 通常は黒色を使用するが、背景色との |

| | | |
|--|--------------------------------------|---------------------------|
| | 注意喚起語（「危険」「警告」）については、注意書きの文字より大きくする。 | 対比などで支障がある場合には他の色を用いてもよい。 |
|--|--------------------------------------|---------------------------|

①-5. 混合物の GHS 分類について

GHS 分類標準規格 JIS Z7252 に記載されている内容に基づき分類を実施する。

当ガイドラインにおけるラベル表示事例を示すにあたっては、経済産業省より公開されている「混合物分類判定システム（分類ツール）」を用いた。

② 毒物及び劇物取締法について

毒物及び劇物取締法第 12 条には、毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白字をもって「毒物」の文字、劇物については白地に赤字をもって「劇物」の文字を表示しなければならないこと、容器及び被包に毒物劇物の名称、成分、及び含有量を表示しなければ販売又は授与できないことが記載されている。また、施行規則第 11 条の 6 には、毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者が、その製造し、又は輸入した毒物又は劇物を販売し、又は授与するときにはその氏名及び住所（法人にあってはその名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること、塩化水素又は硫酸を含有する製剤たる劇物（住宅用の洗浄剤で液体状のものに限る）を販売し、又は授与するときは次に掲げる事項の表示が必要であることが記載されている。

イ 小児の手の届かないところに保管しなければならない旨

ロ 使用の際、手足や皮膚、特に眼にかからないように注意しなければならない旨

ハ 眼に入った場合は、直ちに流水でよく洗い、医師の診断を受けるべき旨

そのほか、毒物及び劇物取締法、施行規則に従って表示する。

③ 公正取引法、不当景品類及び不当表示防止法について

公正取引法、不当景品類及び不当表示防止法は、不当な表示や過大な景品類の提供による顧客の誘引を防止するため、一般消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為を禁止するなどにより、消費者の利益を保護することを目的とする法律である。

表示に関しては「不当な表示（優良誤認）」を禁止しており、遵法にて表示しなければならない。また、「家庭用合成洗剤および家庭用石けん」に関しては、公正競争規約が定められており、業務用の製品であっても本規約を尊重しなければならない。

例えば、安全を強調しすぎる用語、永久・完全・絶対・最上級を意味する用語、比較対象を曖昧に表現する用語等は使用しない。

④ 洗剤・漂白剤等安全対策協議会の自主基準について

当該自主基準は、各事業者が一般消費者に対し家庭用洗剤・漂白剤等の製品容器等へ想定される危険性や被害情報について成分内容などを明示し、これらの製品情報の開示による信頼性を高め、安全性に優れた製品の提供を行うとともに、業界において自主基準の制定によって公平で公正な競争と強調を高め、より一層の信頼関係を構築し、業界の発展に寄与することを目的とする。

詳細は「洗剤・漂白剤等安全対策協議会の自主基準」を参照のこと。

- 適用範囲：「家庭用品品質表示法」に定める次の製品。
 1. 酸性洗剤・アルカリ洗剤及び塩素系洗剤
ただし、特別注意事項表示（「まぜるな危険」表示）不要なものを除く。
 2. 塩素系漂白剤
- 主要成分と表示
 1. 塩素系スプレー製品の製品基準
（スプレー製品とはハンドスプレー（トリガー）により、原液を対象物に直接噴き付けて使用する製品）
カビ取り用洗剤（塩素系）、台所用漂白剤（塩素系）等があり、その使用形態から安全性を考慮し、主成分の上限を次の通りとする。
主成分：次亜塩素酸ナトリウム 3.0%
水酸化ナトリウム 1.0%
（注）水酸化カリウムの場合も水酸化ナトリウムと同様とする。
 2. 塩素系漂白剤におけるアルカリ剤の表示
家庭用品品質表示法に準拠した表示を行う。
なお、安全に配慮しアルカリ剤の成分名を自主表示する場合には、家庭用品品質表示法と離して表示する。
- 洗剤と漂白剤の訴求区分
洗剤と漂白剤の住み分けについて
次亜塩素酸ナトリウムなどを主成分とする塩素系製品については、事故の未然防止の観点から「カビ取り」用途を含むものは一律洗剤とし、「漂白」用途を訴求及び併記しないこととする。同様に漂白剤の「カビ取り」用

途についても訴求及び併記しないこととする。

【住み分け設定の説明】

漂白剤（塩素系）でカビ取りをすることの危険性

- ・ 希釈して使用する漂白剤は、製品原液の次亜塩素酸ナトリウムなどの濃度が高いため、カビ取り剤と同じように使用された場合、危険性が高くなる。

「洗剤」と「漂白剤」の両用途を同時に訴求する危険性

- ・ 通産省告示第四九二号（平成元年10月3日告示）を遵守する。
家庭用品品質表示実務提要（通商産業省産業政策局消費経済課 編集）の解説のなかで“次亜塩素酸ナトリウム等を主成分とした「カビ取り用」のものについては、これまで洗剤、漂白剤のいずれにも分類された商品が販売されており、これを明確にする必要があったので「カビ取り用」のものは、一律洗剤として位置づける”旨が明記されている。
 - ・ 『家庭用品品質表示法』で区分されている「洗剤」と「漂白剤」の両方の用途を同時に訴求することは、通常使用形態から合理的に推定しうる誤使用の範囲（製造物責任の範囲）を広げ、製品安全の観点から好ましくない。
塩素系製品は使い方を間違えると危険な商品ではあるが、漂白効果、カビ取り効果においては消費者に有益であるため、各々用途を限定した上で正しい使い方を訴求・啓発していくことが、塩素系製品の提供者としての責務と考える。
- 表示方法
- 1) 塩素ガス関連で、「まぜるな危険」等、特別注意事項の表示については、家庭用品品質表示法を遵守する。但し、家庭用品品質表示法で定めている「商品名の記載のある面と同一の面」については、当該自主基準を参照のこと。
 - 2) 安全図記号と表現用語
安全図記号および表現用語については、「⑦ 安全図記号と表現用語」で説明する。
 - 3) 「必ず使用前に表示をよく読む」旨を表ラベル（正面）または裏ラベル等の目立つ場所に記載する。

**塩素ガス関連注意事項

塩素系の漂白剤・酸化剤を配合したもので、家庭用品品質表示法の塩素ガス発生量試験の結果1.0ppm以上の塩素ガスを発生するものについては、家庭用品品

質表示法の住宅用または家具用の洗剤の特別注意事項に準拠して下記の項目を表示する。



1. 「塩素系洗剤」

イ 「まぜるな危険」

ロ 「塩素系」

ハ (1) 酸性タイプの製品と一緒に使う（まぜる）と有害な塩素ガスが出て危険である旨。

(2) 目に入った時は、すぐに水で洗う旨。

(3) 子供の手に触れないようにする旨。

(4) 必ず換気を良くして使用する旨。

- ・ 雑貨工業品品質表示規格（平成9年12月通産省告示第672号：最終改正平成13年4月経済産業省告示第328号の住宅用または家具用の洗剤の液性表示）に準じた特別表示方法を採用する。

内容の抜粋；

- ・ 特別注意事項の表示は、容器（箱に入っているものについては箱および容器。以下同じ。）ごとに、商品名の記載のある面と同一の面の目立つ箇所に次により記載してすることとし、イ、ロおよびハの表示はそれぞれ隣接した位置に行うこと。

イ 「まぜるな危険」の表示に際しては、枠を設け白地に「まぜるな危険」と表示すること。「まぜるな」の文字は黄色に黒の縁どりをし、28ポイント以上（製品の排除体積〈キャップを含む。以下同じ。〉が210ミリリットル以下のものにあつては26.25ポイント以上）の大きさで表示することとし、「危険」の文字は赤色で、42ポイント（製品の排除体積が210ミリリットル以下のものにあつては26.25ポイント以上）の大きさで表示すること。

- ロ 「塩素系」の表示に際しては、枠を設け「塩素系」と黄系色で表示することとし、容器、ラベル等の色により「塩素系」の文字が目立たない場合は、ラベルまたは枠内の色を変える等特に目立つ方法を用いて表示すること。文字の大きさは、当該製品の「使用上の注意」の表示に用いる文字の大きさより8ポイント以上大きくすること。
- ハ (1) から (4) までの事項の表示に際しては、枠を設け表示すること。この際、(1) については「酸性タイプ」および「危険」の文字を用いて表示することとし、「酸性タイプ」および「危険」の文字は赤系色で、当該製品の「使用上の注意」の表示に用いる文字の大きさより4ポイント以上大きくすること。「酸性タイプ」および「危険」以外の文字に使用する文字の大きさは、当該製品の「使用上の注意」の表示に用いる文字の大きさより1ポイント以上大きくすること。

2. 「酸性タイプ洗剤」

- イ 「まぜるな危険」
- ロ 「酸性タイプ」
- ハ 塩素系の製品と一緒に使う（まぜる）と有害な塩素ガスが出て危険である旨。
 - ・ 雑貨工業品品質表示規格（平成9年12月通産省告示第672号：最終改正平成13年4月経済産業省告示第328号の住宅用または家具用の洗剤の液性表示）に準じた特別表示方法を採用する。

内容の抜粋；

- ・ 特別注意事項の表示は、容器（箱に入っているものについては箱および容器。以下同じ。）ごとに、商品名の記載のある面と同一の面の目立つ箇所に次により記載してすることとし、イ、ロおよびハの表示はそれぞれ隣接した位置に行うこと。
 - イ 「まぜるな危険」の表示に際しては、枠を設け白地に「まぜるな危険」と表示すること。「まぜるな」の文字は黄色に黒の縁どりをし、28ポイント以上（製品の排除体積〈キャップを含む。以下同じ。〉が210ミリリットル以下のものにあっては26.25ポイント以上）の大きさで表示することとし、「危険」の文字は赤色で、42ポイント（製品の

排除体積が210ミリリットル以下のものにあつては26.25ポイント以上)の大きさで表示すること。

- ロ 「酸性タイプ」の表示に際しては、枠を設け「酸性タイプ」と赤系色で表示することし、容器、ラベル等の色により「酸性タイプ」の文字が目立たない場合は、ラベルまたは枠内の色を変える等特に目立つ方法を用いて表示すること。文字の大きさは、当該製品の「使用上の注意」の表示に用いる文字の大きさより8ポイント以上大きくすること。
- ハ 塩素系の製品と一緒に使う（まぜる）と有害な塩素ガスが出て危険である旨の表示に際しては、枠を設け「塩素系」および「危険」の文字を用いて表示すること。「塩素系」および「危険」の文字は赤系色で、当該製品の「使用上の注意」の表示に用いる文字の大きさより4ポイント以上大きくすることとし、「塩素系」および「危険」以外の文字に使用する文字の大きさは、当該製品の「使用上の注意」の表示に用いる文字の大きさより1ポイント以上大きくすること。

⑤ 表示作成時の留意事項

- ・ 使う前に「安全データシート（SDS）」「使用上の注意」等を必ず読む旨を記載する。
- ・ 使用上の注意として、危険な使用（誤使用）、用途以外使用の禁止（他の薬剤、洗浄剤等との混合禁止）、開封時・希釈時・移し替え時・使用時・保管時・廃棄時での注意すべき事項を記載する。
- ・ 応急処置として、目・皮膚・誤飲・吸入等に対する適切な処置を記載する。
- ・ 使用方法は、各社の製品に適切な内容を記載するものとし、各社の任意とする。
- ・ 家庭用品品質表示法で、合成洗剤・石鹼の場合は、「品名」と「使用上の注意」は他の文字より大きく書く旨の記載があり、洗浄剤・漂白剤の場合は、「使用上の注意」のみ他より大きく書く旨の記載がある。文字の大きさについては家庭用品品質表示法に準ずることが望ましいが、表示を見やすくする目的で、他の文字より小さくしない範囲で文字の大きさを変えることは各社の任意とする。

⑥ 分かりやすい表現とするための配慮

以下の項目に配慮してラベル表示を作成することが望ましい。

- ・ 単文構造で表現する。

- ・ 敬語や謙譲語表現はなるべく使わない。
- ・ 能動態表現とする。
- ・ 専門用語，技術用語は必要最小限とする。
- ・ 漢字の使用は原則として常用漢字の範囲内とする。
- ・ スペースの少ない場合は，「言い切り型」文言を採用する。
- ・ なるべく重要度の高い順に表示する。
- ・ 最重要の警告表示は，表ラベル又は裏ラベルの目立つ場所に記載する。
- ・ 注意と理解を増すために，色分け，読みやすい活字，絵表示等も効果的に併用する。
- ・ JIS および洗浄剤・漂白剤等安全対策協議会の安全図記号以外についても，端的に注意を喚起するため，積極的に用いることが望ましい。
- ・ 「使用上の注意」と事故発生時の「応急処置」とは見やすいように区分し，関連性の高い内容をまとめて表示することが望ましい。

⑦ 安全図記号と表現用語

安全図記号については，洗浄剤・漂白剤等安全対策協議会の自主基準が示す12種類の安全図記号，および弊協会で作成した「保護メガネ」の安全図記号を採用する。表現用語については，下表に参考例を示す。

【安全図記号および表現用語(例)の一覧】

| | 食洗協による 安全図記号 | 洗浄剤・漂白剤等安全対策協議会(安対協)の自主基準が示す安全図記号 | | | | | |
|-----------|---|---|---|---|--|---|---|
| 禁止 マーク | |  |  |  |  |  |  |
| | | 目に注意 | 飲むな危険 | 酸性タイプ と併用不可 | 塩素系と 併用不可 | 他の容器に 移し替えない | 子供に注意 |
| 推奨 マーク |  |  |  |  |  |  |  |
| | 保護メガネ 着用 | 手袋着用 | マスク・手袋 着用 | 目に入った時は 流水でよく洗う | 必ず換気 | 使用後は手を 水でよく洗う | 専用スプレー |

- ・ 安全図記号の大きさは，直径8.5mm以上で使用することが望ましい。容器によってはこの大きさが確保できない場合もあるため，その場合はできるだけ使用者が見やすくなるように配慮する。また，安全図記号に使用する色は各安全図記号で決められた色(赤，白，黒及び青)で表示することが望ましい。ただし，使用方法や注意書き等に関連する表示が単色で行われているなどのやむを得な

い場合は、単色表示でもよい。

- 複数の安全図記号を採用する場合は、重要度(リスクの大きさ)の順に安全図記号を配置するとともに、一箇所に表示するなど消費者が見やすいように配慮する。

なお、「第2部 個別表示例」(16ページ以降)では、視認性を考慮して『左に“禁止マーク”／右に“推奨マーク”』の順に分けて表示し、それぞれはリスクの高い順を考慮して並べた表示例とした。

- 上記の「保護メガネ着用」図記号は、当協会が所有する登録商標である。
ただし、使用者への安全配慮、注意喚起の観点から下記の目的で使用する限りその使用を認めるものとする。






なお、当協会会員以外の使用の際には、当協会事務局に使用許諾をもらうこと。





ただし、原則使用料の支払いや著作権の表示等は必要ないものとする。

- (1) 製品への安全表示。
- (2) Web サイト他、図記号を表示している対象製品に関する広告物への表示。
- (3) 製品の保管または使用する場所に掲示する標識や安全表示板などへの表示。

⑧ 安全図記号と表現用語の表示の目安

図記号と表現用語を表示する際は、ラベルの注意書きや GHS 危険有害性クラスを基準に使用者が分かりやすいように、また使用者の安全配慮に資するような表示に努める。

| | 図記号 | 表現用語 (例) | 表示する際の目安 |
|---|---|------------------------|--|
| 1 |  | 目に注意 | ラベルの「使用上の注意」または「応急処置」に目に関する注意書きがある場合。 GHS：皮膚腐食性/刺激性、眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性などに分類される場合。 |
| 2 |  | 飲むな危険 | GHS：急性毒性(経口)などに分類される場合。 |
| 3 |  | 酸性タイプと併用不可 塩素系と併用不可 | ラベルに特別注意事項表示(「まぜるな危険」表示)を行う場合。 |
| 4 |  | 他の容器に移し替えない | ラベルの「使用上の注意」に移し替え禁止に関する注意書きがある場合。 GHS：金属腐食性化学品などに分類される場合。 |
| 5 |  | 子供に注意 | ラベルの「使用上の注意」に子供に関する注意書きがある場合。 |

| | | | |
|---|---|----------|--|
| 6 |  | 手袋着用 | ラベルの「使用上の注意」に保護具に関する注意書きがある場合。 GHS：急性毒性, 皮膚腐食性/刺激性, 皮膚感作性などに分類される場合。 |
| 7 |  | マスク・手袋着用 | ラベルの「使用上の注意」に保護具に関する注意書きがある場合。 GHS：急性毒性, 皮膚腐食性/刺激性, 呼吸器感作性などに分類される場合。 |
| 8 |  | 必ず換気 | ラベルの「使用上の注意」に換気に関する注意書きがある場合。 GHS：引火性液体, 急性毒性(吸入)などに分類される場合。 |
| 9 |  | 保護メガネ着用 | ラベルの「使用上の注意」に保護メガネ着用に関する注意書きがある場合。 GHS：皮膚腐食性/刺激性, 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性などに分類される場合。 |

*その他の安全図記号については、会員各社において、本表示ガイドラインを遵守し、使用者に対し分かりやすく適切に表示するものとする。

6. 実際のラベル表示作成時の留意事項

以下の項目が実際のラベルに記載されているかを確認する。

- ① 一般消費者用と区別するため、「業務用」表示
- ② 使用前の注意喚起を促す表示
- ③ 使用上の注意, 応急処置
- ④ 品名, 成分, 性状, 用途, 内容量, 使用方法, 標準使用濃度などの表示
- ⑤ 製造者/供給者の名称, 住所, 電話番号の表示
- ⑥ 製造ロット番号などの表示
- ⑦ 本表示ガイドラインに基づいていることを示す語句を表示する。「日本食品洗剤衛生協会（食洗協）の定めたガイドラインに基づく表示」

第2部 個別表示例

業務用中性洗剤，同アルカリ性洗剤（非苛性，非劇物，劇物品とそれら塩素系洗剤），同食器洗剤機用洗剤（非苛性，劇物品，塩素系劇物品），同酸性タイプ洗剤（非劇物，劇物品），同塩素系漂白剤，同酸素系漂白剤につき，会員の参考となるよう表示例を示した。この表示例はあくまでも1つの例示に過ぎず，会員各社は，使用者に対して分かりやすく親切な表示を作成すべく，個々に内容を取捨選択した上で，個々のブランドにふさわしい表示を作成する。

① 中性洗剤（3タイプ）

中性洗剤-I〔濃縮（直鎖アルキルベンゼンスルホン酸塩）〕

中性洗剤-II〔汎用（直鎖アルキルベンゼンスルホン酸塩）〕

中性洗剤-III〔汎用（アルキルエーテル硫酸エステルナトリウム）〕

② アルカリ洗剤（3タイプ）

アルカリ洗剤-I〔液体・非劇物・非塩素系〕

アルカリ洗剤-II〔粉末・劇物・塩素系〕

アルカリ洗剤-III〔粉末・非苛性・非塩素系〕

③ 食器洗剤機用洗剤（6タイプ）

食器洗剤機用洗剤-I〔液体・非苛性・塩素系〕

食器洗剤機用洗剤-II〔液体・非劇物・塩素系〕

食器洗剤機用洗剤-III〔液体・劇物・塩素系〕

食器洗剤機用洗剤-IV〔粉末・非苛性・非塩素系〕

食器洗剤機用洗剤-V〔粉末・非劇物・非塩素系〕

食器洗剤機用洗剤-VI〔粉末・劇物・非塩素系〕

④ 酸性洗剤（2タイプ）

酸性洗剤-I〔液体・非劇物・塩酸〕

酸性洗剤-II〔液体・非劇物・リン酸〕

⑤ 漂白剤（2タイプ）

漂白剤-I〔液体・塩素系〕

漂白剤-II〔粉末・酸素系〕

この中にエクセルのラベル部分が入る予定